

平成 23 年 9 月 8 日

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 1
東京都公安委員会
委員長 太田芳枝 殿

東京都千代田区神田小川町 1 - 6 - 3
川新ビル 4 階 濱・宇佐見法律事務所
T E L 0 3 - 5 2 9 7 - 7 4 3 3
F A X 0 3 - 5 2 9 7 - 7 4 3 1

医療法人沖縄徳洲会代理人

弁護士 濱 秀和

弁護士 宇佐見方 宏

弁護士 河口まり

弁護士 保坂 慶

抗 議 文

冠省 当職らは、医療法人沖縄徳洲会の代理人として、貴職に以下のとおり強く抗議いたします。

いわゆる生体腎移植をめぐる臓器売買事件においては、平成 23 年 8 月 3 日レシピア

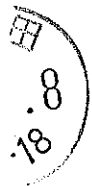
ント、ドナーなどが起訴され、捜査は終結しました。

ところで、同年8月4日付朝日新聞朝刊には「移植執刀医立件せず。臓器売買の捜査終結」との大見出しの記事が掲載されました。この記事は、容疑者を起訴したとの客観的事実の記載の後に、続けて「捜査の過程で則子容疑者は石川容疑者の執刀医・松本秀一医師（38）に臓器売買に至る経緯を伝えて謝礼も払ったと供述。しかし警視庁は、証拠がないなどとして立件しない方針だ。堀内容疑者の執刀医で謝礼が支払われたとの情報があった宇和島徳洲会病院（愛媛県）の万波誠医師（70）についての同様の判断で、捜査は事実上集結する。」と展開しています。その後、やっと事件の内容が出てきます。

この記事に接した一般読者は、執刀医が「臓器売買に至る経緯を聞かされ謝礼を受領した」のは間違いないけれど、明確な証拠がないので立件は見送られたと認識します。

その記事が掲載されたため、現在宇和島徳洲会病院の運営及び医師らの診療行為に支障が生じております。証拠に基づかない、典型的なマスコミ裁判としか言いようがありません。

問題は、この記事の根拠となる情報の出所

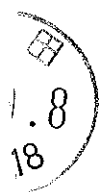


が捜査関係者であることです。捜査関係者がリークしなければかかる記事が掲載されることはありえません。警視庁の捜査官がマスコミに故意にリークして書かせているとしか理解されません。

この点について、一部マスコミにおいて、「執刀医に真相説明 移植前面会 開業医の妻供述」（毎日新聞平成23年6月27日付朝刊）などと無責任な報道がされたことを受けて、当職らは平成23年7月23日付書面にて、貴職に対して、これは警視庁の捜査員による人権侵害であり、非違行為であるので、東京都公安委員会は、警察法43条に基づき監察の指示等の権限を行使し、客観的な証拠に基づかない一方的な思い込みによる情報リークをすることはしないよう警視庁に対し厳命すること、また同庁に対し、適法かつ適正な捜査をするよう指導するよう要望したところです。

しかしながら、今回もまた捜査員による無責任なリークがされました。その結果、前記の記事が掲載されました。この記事により、沖縄徳洲会、執刀医らの人権は大きく侵害されています。誠に憤りに耐えません。

どうしてこのような無責任な情報リークが繰り返されたのか、明らかにするとともに



に、適切な名誉回復措置をとるよう強く申し入れます。今後の無責任な情報リークに起因するマスコミ裁判による人権侵害を未然に防ぐことにもなりますので、誠実に対応してください。

草々

この郵便物は平成23年9月8日第36260号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。
郵便事業株式会社



神
23.
12



平成 23 年 9 月 8 日

東京都千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁

警視総監 樋口 建史 殿


東京都千代田区神田小川町一丁目6番3号


川新ビル4階濱・宇佐見法律事務所


TEL 03 - 5297 - 7433


FAX 03 - 5297 - 7431

医療法人沖縄徳洲会代理

弁護士 濱 秀和 

弁護士 宇佐見方宏 

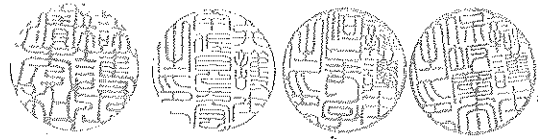
弁護士 河口まり子 

弁護士 保坂 慶太 

抗議 文

冠省 当職らは、医療法人沖縄徳洲会の代理人として、貴職に以下のとおり強く抗議いたします。

いわゆる生体腎移植をめぐる臓器売買事件においては、平成23年8月3日レシピエント、ドナーなどが起訴され、捜査は終結しま



7行目一字加



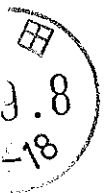
した。

ところで、同年8月4日付朝日新聞朝刊には「移植執刀医立件せず。臓器売買の捜査終結」との大見出しの記事が掲載されました。この記事は、容疑者を起訴したとの客観的事実の記載の後に、続けて「捜査の過程で則子容疑者は石川容疑者の執刀医・松本秀一医師(38)に臓器売買に至る経緯を伝えて謝礼も払ったと供述。しかし警視庁は、証拠がないなどとして立件しない方針だ。堀内容疑者の執刀医で謝礼が支払われたとの情報があった宇和島徳洲会病院(愛媛県)の万波誠医師(70)についての同様の判断で、捜査は事実上集結する。」と展開しています。その後に、やっと事件の内容が出てきます。

この記事に接した一般読者は、執刀医が「臓器売買に至る経緯を聞かされ謝礼を受領した」のは間違いないけれど、明確な証拠がないので立件は見送られたと認識します。

その記事が掲載されたため、現在宇和島徳洲会病院や医師らは多大な迷惑を被っております。証拠に基づかない、典型的なマスコミ裁判としか言いようがありません。

問題は、この記事の根拠となる情報の出所が捜査関係者であることです。捜査関係者がリークしなければかかる記事が掲載されるこ

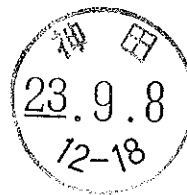


とはありえません。警視庁の捜査官がマスコミに故意にリークして書かせているとしか理解されません。

この点について、既に当職らは平成23年7月23日付書面にて、貴職に対して、客観的な証拠に基づかない思い込みによる情報をリークし、人権を侵害しないよう、強く要請したところですが、しかしながら、今回もまた捜査員による無責任なリークがされました。その結果、前記の記事が掲載されました。この記事により、沖縄徳洲会、執刀医らの人権は大きく侵害されました。憤りに耐えられません。何故、かかる悪質なリークをしたのか明らかにするとともに、適切な名誉回復措置をとるよう強く申し入れます。

草々

この郵便物は平成 23年 9月 8日第 36261号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。
郵便事業株式会社



23.9.8
12-18

田
1.8
-18